

株 主 各 位

富山県高岡市守護町二丁目12番1号

株式会社 CKサンエツ

代表取締役社長 釣 谷 宏 行

平成26年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成26年度定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 富山県高岡市守護町二丁目12番1号
株式会社CKサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更
新の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正  
が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.cksanetu.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和政策の継続により、為替市場では円安、株式市場では株高のままに推移しました。また、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に改定されたため、増税前の駆け込み需要の反動で、景気回復に一時的な停滞局面が発生しました。

このような経済状況のもとで、当社グループ（当社及び連結子会社）は、収益構造の改善に注力しました。具体的には、連結子会社サンエツ金属株式会社と、同業で大阪府堺市にある日本伸銅株式会社とのシナジーを追求するため、同社の賛同を得た上で株式の公開買付（TOB）を実施し、議決権の50.1%を保有することで、平成27年3月18日に同社を当社の連結対象子会社にしました。

また、連結子会社だった大連三越精密部件工業有限公司については、中国における人件費の高騰や為替相場における円安の影響等で収益力を喪失していたため、出資持分の全部を中国大連にて食品加工・金属加工・電子部品製造などを手がける大連鵬成集団の日本法人である成悦株式会社に譲渡しました。

さらに、連結子会社サンエツ金属株式会社は、高岡事業所（高岡市）にめっき第2工場と事務所厚生棟を建設し、これまで並行操業していた日立工場（日立市）のめっき線事業を移転統合しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は617億3百万円（前期比7.0%増加）となりましたが、原料相場差益が前期に比べると減少したため、営業利益は23億69百万円（前期比11.6%減少）となり、営業外費用に計上した原料相場のリスクヘッジのためのデリバティブ損失が1億68百万円（前期はデリバティブ利益1億17百万円）だったため、経常利益は24億77百万円（前期比17.1%減少）となりました。

当期純利益は、大連三越精密部件工業有限公司の出資持分全てを譲渡したことによる関係会社整理損を1億80百万円計上、日本伸銅株式会社の株式公開買付による連結子会社化などにより、段階取得に係る差損として2億35百万円計上したものの、同時に負ののれん発生益として9億53百万円を計上したため、20億32百万円（同10.1%増加）となりました。

配当金につきましては、1株当たり12円（中間配当6円、期末配当6円）とさせていただきます。存じます。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 伸銅

伸銅事業では、販売量は8万494トン（前期比3.2%減少）、売上高は498億12百万円（同2.9%増加）となり、セグメント損益は22億66百万円（同4.9%減少）のセグメント利益となりました。

#### 精密部品

精密部品事業では、売上高は41億9百万円（前期比0.6%減少）となり、セグメント損益は11百万円のセグメント利益（同79.4%減少）となりました。

#### 配管・鍍金

配管・鍍金事業では、シーケー金属株式会社が決算期を12月末から3月末に変更し、当連結会計年度では平成26年1月から平成27年3月までの損益を取り込んでいることから、売上高は77億80百万円（前期比52.1%増加）となり、セグメント損益は9百万円のセグメント利益（同91.6%減少）となりました。

#### ② 設備投資の状況

設備投資の総額は23億90百万円でした。その主なものは、サンエツ金属株式会社高岡工場に建設しためっき第2工場、ストックヤード、事務所厚生棟、同社高岡工場に設置しためっきライン、同社新日東工場に建設した厚生棟などであります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は平成27年3月18日付で事業シナジーの実現を目的として、日本伸銅株式会社の株式を公開買付けにより、追加取得しました。

また、当社は大連三越精密部件工業有限公司の出資持分の全てを譲渡しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 平成23年度<br>(H23. 4～H24. 3) | 平成24年度<br>(H24. 4～H25. 3) | 平成25年度<br>(H25. 4～H26. 3) | 平成26年度<br>(当連結会計年度)<br>(H26. 4～H27. 3) |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 54,318                    | 48,111                    | 57,652                    | 61,703                                 |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 2,144                     | 2,591                     | 2,988                     | 2,477                                  |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,958                     | 2,046                     | 1,846                     | 2,032                                  |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 272.74                    | 305.50                    | 265.32                    | 287.10                                 |
| 純 資 産 (百万円)     | 15,150                    | 17,089                    | 19,245                    | 24,106                                 |
| 総 資 産 (百万円)     | 33,928                    | 34,351                    | 37,700                    | 50,947                                 |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金  | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------|--------|-----------|---------------|
| サ ン エ ツ 金 属 株 式 会 社     | 301百万円 | 100.00%   | 伸 銅 ・ 精 密 部 品 |
| シ ー ケ ー 金 属 株 式 会 社     | 176    | 66.86     | 配 管 ・ 鍍 金     |
| 日 本 伸 銅 株 式 会 社         | 1,595  | 50.10     | 伸 銅           |
| 大連保稅区三越金属産業有限公司         | 20     | 100.00    | 伸 銅 ( 販 売 )   |
| 三 越 金 属 ( 上 海 ) 有 限 公 司 | 23     | 100.00    | 伸 銅 ( 販 売 )   |

## (4) 対処すべき課題

伸銅事業では、新素材の開発と、特殊材の品揃えに注力し、スケールメリットを追求するだけでなく、トップシェアにふさわしいブランドイメージの定着による差別優位化を目指します。また、連結子会社化した日本伸銅株式会社とのシナジーを追求します。

配管・鍍金事業では、株式会社リケンと配管機器の開発・生産拠点を統合した相乗効果を追求し、また、溶融亜鉛鍍金の同業他社の撤退に伴う、市場・顧客の囲い込みに注力いたします。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

伸銅事業、精密部品事業、配管・鍍金事業を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号

② 子会社

(国内)

サンエツ金属株式会社

・本店 富山県砺波市太田1892番地  
・工場 高岡市・砺波市・茨城県石岡市  
・支店 東京・大阪・名古屋

シーケー金属株式会社

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
・工場 高岡市  
・支店 東京・大阪・名古屋  
・営業所 北海道・仙台・広島・福岡・北陸（高岡市）

株式会社リケンCKJV

・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号  
・工場 高岡市

日本伸銅株式会社

・本店 大阪府堺市堺区匠町20番地1  
・工場 堺市  
・支店 東京・大阪

大阪黄銅株式会社

・本店 大阪府大阪市東成区大今里二丁目8番9号

株式会社ヤシマ

・本店 東京都荒川区東日暮里二丁目27番1号

(海外)

大連保稅区三越金属産業有限公司  
三越金属（上海）有限公司  
三越金属（上海）有限公司深圳分公司  
台湾三越股份有限公司

中国大連市  
中国上海市  
中国深圳市  
台湾台北市

## (7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------|-------------|
| 伸銅事業    | 532名 | 134名増       |
| 精密部品事業  | 75   | 191名減       |
| 配管・鍍金事業 | 313  | 208名増       |
| 合計      | 920  | 151名増       |

(注) 当連結会計年度において、株式会社リケンCKJVを連結の範囲に含めたことに伴い、配管・鍍金事業の使用人数は105名から313名に増加しました。

当連結会計年度末において、日本伸銅株式会社及び大阪黄銅株式会社を連結の範囲に含めたことに伴い、伸銅事業の使用人数は398名から532名に増加しました。

当連結会計年度末において、大連三越精密部件工業有限公司を連結の範囲から除外したことに伴い、精密部品事業の使用人数は266名から75名に減少しました。

## (8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社北陸銀行     | 3,450百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 2,400    |
| 株式会社北國銀行     | 2,100    |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 29,600,000株
- ② 発行済株式の総数 8,867,000株
- ③ 株主数 1,115名
- ④ 大株主（上位10名、持株数千株未満切り捨て）

| 株 主 名                 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------|-------|---------|
| C K サンエツ取引先持株会        | 937千株 | 11.81%  |
| シーケー金属株式会社            | 820千株 | 10.34%  |
| C K サンエツ従業員持株会        | 761千株 | 9.59%   |
| 株式会社北陸銀行              | 370千株 | 4.66%   |
| 株式会社北國銀行              | 330千株 | 4.16%   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口） | 257千株 | 3.24%   |
| 釣谷 圭介                 | 251千株 | 3.17%   |
| 釣谷 宏行                 | 224千株 | 2.82%   |
| 株式会社福井銀行              | 150千株 | 1.89%   |
| 渡 信行                  | 131千株 | 1.65%   |

（注）1. 当社は、自己株式928千株を保有しております。

2. 持株比率については、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しております。

3. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）は、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本信託」）導入に伴うものであり、当事業年度末に本信託が所有する当社株式数257千株は本項における自己株式に含めておりません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                      |
|---------------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 釣 谷 宏 行   | サンエツ金属株式会社代表取締役社長<br>シーケー金属株式会社代表取締役社長<br>株式会社リケンＣＫＪＶ代表取締役社長 |
| 専 務 取 締 役     | 釣 谷 伸 行   | 営業統括部長<br>三越金属（上海）有限公司董事長                                    |
| 常 務 取 締 役     | 大 橋 一 善   | 技術・品質管理部長                                                    |
| 常 務 取 締 役     | 森 山 悦 郎   | 生産・設備管理部長                                                    |
| 取 締 役         | 榊 田 和 彦   | 株式会社ＵＡＣＪ相談役<br>積水樹脂株式会社社外取締役<br>ＴＯＴＯ株式会社社外取締役                |
| 常 勤 監 査 役     | 井 波 栄 三 郎 |                                                              |
| 監 査 役         | 渡 信 行     |                                                              |
| 監 査 役         | 川 崎 駿 一   |                                                              |
| 監 査 役         | 伊 勢 正 幸   |                                                              |

- (注) 1. 取締役榊田和彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡信行氏、監査役川崎駿一氏及び監査役伊勢正幸氏は、社外監査役であります。
3. 当社は榊田和彦氏、渡信行氏、川崎駿一氏及び伊勢正幸氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分       | 員 数  | 報酬等の総額 |
|-----------|------|--------|
| 取 締 役     | 5名   | 81百万円  |
| （うち社外取締役） | (1名) | (1百万円) |
| 監 査 役     | 4名   | 7百万円   |
| （うち社外監査役） | (3名) | (2百万円) |
| 合 計       | 9名   | 89百万円  |
| （うち社外役員）  | (4名) | (4百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月28日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。



③ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役榊田和彦氏は、株式会社UACJの相談役であり、積水樹脂株式会社及びTOTO株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間には特別な関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 取締役会（6回開催） | 監査役会（6回開催） |
|----------|------------|------------|
|          | 出席回数       | 出席回数       |
| 取締役 榊田和彦 | 6回         | —          |
| 監査役 渡信行  | 6回         | 6回         |
| 監査役 川崎駿一 | 6回         | 6回         |
| 監査役 伊勢正幸 | 6回         | 6回         |

- ・取締役会における発言状況

取締役榊田和彦氏は、株式会社UACJ相談役の見識をもって、助言・提言しております。

監査役渡信行氏、監査役川崎駿一氏及び監査役伊勢正幸氏は、長年の経営経験をもって、助言・提言しております。

- ・監査役会における発言状況

監査役渡信行氏、監査役川崎駿一氏及び監査役伊勢正幸氏は、長年の経営経験に基づき意見を述べております。

ハ) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は4百万円であります。

二) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、日本伸銅株式会社及び海外子会社2社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役会に要請いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して

おります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、報酬等の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額としております。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを全役職員に周知徹底させる。

監査・規格管理部を設置する。監査・規格管理部は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。

役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定のプロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項についてはグループ経営会議を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。

##### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。

- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

管理統括部門は、監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

## **(6) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

- ① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の

方針の決定を支配する者も株主の皆様意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上のために、次のような取組みを実施しております。

### a. 企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、平成23年10月に純粋持株会社体制に移行し、主要な連結子会社として、地球環境に配慮した配管機器をC Kブランドで提供するユニークなメーカーであるシーケー金属株式会社と、日本最大の黄銅棒・線メーカーであるサンエツ金属株式会社を有し、戦略的なグループ経営に集中・特化しております。当社グループの主力事業領域である、「伸銅事業」「精密部品事業」「配管・鍍金事業」における国内市場は、今後、長期的に縮小均衡を模索するものと思われ、業界再編が避けられない状況にあります。

このような経営環境に対応すべく、当社グループでは、同業他社との事業提携やM&Aによる展開を積極的に推進する一方で、「我々は、お客様が求める良いものだけを、安く、早く、たくさん生産することで、社会に

貢献します。」「我々は、努力に値する仕事と、働きがいのある職場を提供することで、社会に貢献します。」「我々は、期待され、期待に応え、期待を超える企業であり続けるため、弛みない努力を重ねます。」を企業理念として掲げ、『地味だけど凄い価値の創造』を目指し、日々邁進しております。

#### b. コーポレート・ガバナンスの充実への取組み

経営の透明性、効率性、健全性を通して、企業理念の実現を図り企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

また、当社は、企業理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会・取締役会・監査役会などの機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役1名・社外監査役3名を選任しております。

このような考え方に基づいて、（a）取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、（b）社長直轄の監査・規格管理部による内部監査の実施、（c）監査役による取締役の職務執行についての監査、（d）「CKサンエツグループコンプライアンス基本方針」「CKサンエツグループ行動規範」「公益通報者保護規程」の整備等による法令遵守体制およびリスク管理体制の強化、（e）内部統制体制の整備と業務プロセス改善、等の施策を実行しております。

今後もこうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現にも資するものと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、平成24年5月9日に開催された当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を以下のとおり決定し、平成24年6月26日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき導入しております。その概要は以下のとおりです。

a. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

b. 大規模買付ルール概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置を講ずることがあります。

d. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置を講ずる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

e. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成27年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

導入後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.cksanetu.co.jp>)に掲載しております。

④ 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。



また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記③に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成24年6月26日に開催した当社株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記③に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

e. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部       |        |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
| 流 動 資 産       | 34,820 | 流 動 負 債       | 24,363 |
| 現 金 及 び 預 金   | 1,292  | 支払手形及び買掛金     | 6,911  |
| 受取手形及び売掛金     | 20,130 | 短 期 借 入 金     | 13,890 |
| 商 品 及 び 製 品   | 4,114  | 1年以内返済予定の     |        |
| 仕 掛 品         | 4,612  | 長 期 借 入 金     | 304    |
| 原材料及び貯蔵品      | 3,947  | 未 払 金         | 264    |
| 前 払 費 用       | 67     | 未 払 費 用       | 1,038  |
| 繰延税金資産        | 390    | 未 払 法 人 税 等   | 346    |
| そ の 他         | 383    | 未 払 消 費 税 等   | 253    |
| 貸 倒 引 当 金     | △117   | 賞 与 引 当 金     | 732    |
| 固 定 資 産       | 16,126 | 設備関係支払手形      | 444    |
| 有 形 固 定 資 産   | 14,276 | そ の 他         | 177    |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 5,306  | 固 定 負 債       | 2,477  |
| 機械装置及び運搬具     | 2,422  | 長 期 借 入 金     | 350    |
| 土 地           | 6,220  | 繰 延 税 金 負 債   | 789    |
| 建 設 仮 勘 定     | 83     | 再評価に係る繰延税金負債  | 295    |
| そ の 他         | 243    | 役員退職慰労引当金     | 50     |
| 無 形 固 定 資 産   | 15     | 環境安全対策引当金     | 94     |
| 投資その他の資産      | 1,834  | 退職給付に係る負債     | 800    |
| 投資有価証券        | 1,550  | そ の 他         | 95     |
| 退職給付に係る資産     | 185    | 負 債 合 計       | 26,840 |
| そ の 他         | 490    | 純 資 産 の 部     |        |
| 貸 倒 引 当 金     | △391   | 株 主 資 本       | 20,180 |
| 資 産 合 計       | 50,947 | 資 本 金         | 2,756  |
|               |        | 資 本 剰 余 金     | 2,853  |
|               |        | 利 益 剰 余 金     | 15,721 |
|               |        | 自 己 株 式       | △1,151 |
|               |        | その他の包括利益累計額   | 651    |
|               |        | その他有価証券評価差額金  | 172    |
|               |        | 土地再評価差額金      | 550    |
|               |        | 為替換算調整勘定      | △22    |
|               |        | 退職給付に係る調整累計額  | △48    |
|               |        | 少 数 株 主 持 分   | 3,274  |
|               |        | 純 資 産 合 計     | 24,106 |
|               |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 50,947 |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |
|----------------|--------|
| 売上高            | 61,703 |
| 売上原価           | 55,917 |
| 売上総利益          | 5,785  |
| 販売費及び一般管理費     | 3,416  |
| 営業利益           | 2,369  |
| 営業外収益          | 364    |
| 受取利息           | 0      |
| 受取配当金          | 5      |
| 受取地代家賃         | 75     |
| 為替差益           | 31     |
| 持分法による投資利益     | 14     |
| その他            | 236    |
| 営業外費用          | 255    |
| 支払利息           | 40     |
| デリバティブ損失       | 168    |
| デリバティブ評価損      | 11     |
| その他            | 36     |
| 経常利益           | 2,477  |
| 特別利益           | 1,042  |
| 固定資産売却益        | 1      |
| 負債のれん発生益       | 953    |
| 投資有価証券売却益      | 2      |
| 補助金収入          | 75     |
| その他            | 9      |
| 特別損失           | 514    |
| 固定資産除却損        | 98     |
| 段階取得に係る差損      | 235    |
| 関係会社整理損        | 180    |
| 税金等調整前当期純利益    | 3,006  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 877    |
| 法人税等調整額        | 89     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 2,039  |
| 少数株主利益         | 7      |
| 当期純利益          | 2,032  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成26年4月1日 残高                  | 2,756   | 2,808 | 13,379 | △1,235  | 17,709 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |         |       | 103    |         | 103    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高     | 2,756   | 2,808 | 13,483 | △1,235  | 17,812 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △81    |         | △81    |
| 当 期 純 利 益                     |         |       | 2,032  |         | 2,032  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △9      | △9     |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         | 45    |        | 93      | 138    |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |         |       | 287    |         | 287    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | 45    | 2,237  | 84      | 2,367  |
| 平成27年3月31日 残高                 | 2,756   | 2,853 | 15,721 | △1,151  | 20,180 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                |                    |                  |                   | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |             |           |
| 平成26年4月1日 残高                  | 21                    | 519            | 80                 | △0               | 622               | 913         | 19,245    |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |                       |                |                    |                  |                   |             | 103       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高     | 21                    | 519            | 80                 | △0               | 622               | 913         | 19,349    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                |                    |                  |                   |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                |                    |                  |                   |             | △81       |
| 当 期 純 利 益                     |                       |                |                    |                  |                   |             | 2,032     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                |                    |                  |                   |             | △9        |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                       |                |                    |                  |                   |             | 138       |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |                       |                |                    |                  |                   |             | 287       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 150                   | 30             | △103               | △48              | 29                | 2,360       | 2,389     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 150                   | 30             | △103               | △48              | 29                | 2,360       | 4,756     |
| 平成27年3月31日 残高                 | 172                   | 550            | △22                | △48              | 651               | 3,274       | 24,106    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

|              |                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数     | 7社                                                                                                 |
| ・主要な連結子会社の名称 | サンエツ金属株式会社<br>シーケー金属株式会社<br>株式会社リケンＣＫＪＶ<br>日本伸銅株式会社<br>大阪黄銅株式会社<br>大連保稅区三越金属産業有限公司<br>三越金属（上海）有限公司 |

当連結会計年度において、株式会社リケンＣＫＪＶは重要性が増したため連結の範囲に含めております。また、株式の追加取得により当連結会計年度末において子会社となった日本伸銅株式会社は、持分法適用関連会社から除外し、同社及びその子会社の大阪黄銅株式会社を連結子会社としております。

大連三越精密部件工業有限公司は、その出資持分の全てを譲渡したことに伴い当連結会計年度末において、連結の範囲から除外しております。

##### ②主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名 株式会社ＣＫトレーディング

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した関連会社

当連結会計年度より、重要性が増したため持分法適用関連会社に含めておりました日本伸銅株式会社は、株式の追加取得により、当連結会計年度末において子会社となったため持分法適用関連会社から除外し、連結子会社としております。

##### ②持分法を適用していない非連結子会社

・主要な会社等の名称 株式会社ＣＫトレーディング

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社のうち、シーケー金属株式会社は、12月31日現在の計算書類を使用しておりましたが、当連結会計年度より3月31日現在の計算書類を使用することに変更しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ) デリバティブ

時価法

ハ) たな卸資産

- ・主要材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・その他

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、建物については定額法、建物以外については定率法によっております。また、海外連結子会社は定額法によっております。

ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ) 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## ニ) 環境安全対策引当金

当社及び国内連結子会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

## ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外連結子会社の資産及び負債は、同社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### イ) 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

### ロ) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更

### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」といいます。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」といいます。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率の決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が114百万円、退職給付に係る負債が218百万円減少し、利益剰余金が103百万円増加しております。

### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日。以下「本実務対応報告」といいます。)を当連結会計年度より適用しております。なお、当連結会計年度の期首より前に締結された信



託契約に係る会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することとしております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,738百万円 |
| (2) 受取手形割引高        | 469百万円    |
- (3) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は9,752百万円であります。(建物及び構築物2,896百万円、機械装置及び運搬具6,788百万円、その他68百万円)
- (4) 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

- ・土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 483百万円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 8,867,000株    | 一株           | 一株           | 8,867,000株   |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 1,838,365株    | 14,037株      | 117,200株     | 1,735,202株   |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14,037株は、連結子会社が所有する自己株式（当社株式）の取得による当社帰属分であります。
- (注) 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少117,200株は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）による自己株式の処分によるものであります。
- (注) 3. 当連結会計年度末における自己株式の数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式257,500株を含めて記載しております。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

イ) 平成26年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 47百万円
- ・1株当たり配当額 6円00銭
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月25日

ロ) 平成26年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 47百万円
- ・1株当たり配当額 6円00銭
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月9日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成27年6月23日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 47百万円
- ・1株当たり配当額 6円00銭
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月24日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金であります。

デリバティブ取引は、主として原料相場下落によるたな卸資産の商品価格変動リスクの回避、軽減を目的に利用しており、投機的な取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位：百万円)

|                      | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額 |
|----------------------|------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金           | 1, 292     | 1, 292    | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金        | 20, 130    | 20, 130   | —  |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 1, 236     | 1, 236    | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金(*1)    | (6, 911)   | (6, 911)  | —  |
| (5) 短期借入金(*1)        | (13, 890)  | (13, 890) | —  |
| (6) 長期借入金(*1)        | (654)      | (655)     | 1  |
| (7) デリバティブ取引(*2)     | (40)       | (40)      | —  |

(\*1) 負債に計上されるものについては、（ ）で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 支払手形及び買掛金及び(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (6) 長期借入金（1年以内返済予定分を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額

を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

- (注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額314百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 6. 企業結合等に関する注記

### 取得による企業結合

当社は、平成27年3月18日付で日本伸銅株式会社の普通株式を公開買付けにより追加取得いたしました。

#### ①企業結合の概要

##### イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

|          |          |
|----------|----------|
| 被取得企業の名称 | 日本伸銅株式会社 |
| 事業の内容    | 伸銅事業     |

##### ロ. 企業結合を行った理由

事業の根幹を成す経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用し、事業シナジーを実現させることを目的としています。

##### ハ. 企業結合日

平成27年3月18日

##### ニ. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### ホ. 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

##### ヘ. 取得した議決権比率

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 企業結合直前に所有していた議決権比率 | 16.23% |
| 企業結合日に追加取得した議決権比率  | 33.87% |
| 取得後の議決権比率          | 50.10% |

##### ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が同社の議決権の過半数を所得し支配を獲得するに至ったことによるものであります。

#### ②連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年7月1日から平成27年3月31日までの業績は持分法による投資利益として計上しております。

#### ③被取得企業の取得原価

1,482百万円(取得原価には株式取得に直接要した費用等を含めております。)

- ④被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額  
235百万円(段階取得に係る差損)

⑤発生した負ののれんの金額、発生原因

イ. 発生した負ののれんの金額

904百万円

ロ. 発生原因

株式の取得対価が企業結合日の時価純資産額を下回ったため、その差額を負ののれんとして認識しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,921円01銭

(2) 1株当たり当期純利益

287円10銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |        | 負 債 の 部                 |        |
|-------------|--------|-------------------------|--------|
| 科 目         | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
| 流 動 資 産     | 673    | 流 動 負 債                 | 545    |
| 現 金 及 び 預 金 | 208    | 短 期 借 入 金               | 100    |
| 繰 延 税 金 資 産 | 6      | 1 年以内返済予定の<br>長 期 借 入 金 | 104    |
| そ の 他       | 458    | 未 払 金                   | 5      |
| 固 定 資 産     | 15,005 | 未 払 費 用                 | 289    |
| 有 形 固 定 資 産 | 5,698  | 未 払 消 費 税               | 37     |
| 建 物         | 2,572  | 未 払 法 人 税 等             | 2      |
| 構 築 物       | 86     | 預 り 金                   | 5      |
| 機 械 装 置     | 24     | 固 定 負 債                 | 853    |
| 工具、器具及び備品   | 1      | 再評価に係る繰延税金負債            | 295    |
| 土 地         | 3,013  | 退 職 給 付 引 当 金           | 527    |
| 投資その他の資産    | 9,307  | 関係会社事業損失引当金             | 11     |
| 投資有価証券      | 461    | そ の 他                   | 18     |
| 関係会社株式      | 8,739  | 負 債 合 計                 | 1,398  |
| 前払年金費用      | 30     | 純 資 産 の 部               |        |
| 繰延税金資産      | 73     | 株 主 資 本                 | 13,579 |
| そ の 他       | 21     | 資 本 金                   | 2,756  |
| 貸倒引当金       | △17    | 資 本 剰 余 金               | 2,772  |
| 資 産 合 計     | 15,678 | 資 本 準 備 金               | 2,671  |
|             |        | その他資本剰余金                | 101    |
|             |        | 利 益 剰 余 金               | 8,952  |
|             |        | 利 益 準 備 金               | 52     |
|             |        | その他利益剰余金                | 8,900  |
|             |        | 別 途 積 立 金               | 3,000  |
|             |        | 繰越利益剰余金                 | 5,900  |
|             |        | 自 己 株 式                 | △902   |
|             |        | 評価・換算差額等                | 700    |
|             |        | その他有価証券評価差額金            | 149    |
|             |        | 土地再評価差額金                | 550    |
|             |        | 純 資 産 合 計               | 14,279 |
|             |        | 負 債 純 資 産 合 計           | 15,678 |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |
|-------------------------|-----|
| 売 上 高                   | 586 |
| 売 上 総 利 益               | 586 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 382 |
| 営 業 利 益                 | 203 |
| 営 業 外 収 益               | 19  |
| 受 取 利 息                 | 0   |
| 受 取 配 当 金               | 4   |
| そ の 他                   | 14  |
| 営 業 外 費 用               | 2   |
| 支 払 利 息                 | 1   |
| そ の 他                   | 1   |
| 経 常 利 益                 | 220 |
| 特 別 利 益                 | 0   |
| 災 害 保 険 収 入             | 0   |
| 特 別 損 失                 | 446 |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 63  |
| 関 係 会 社 整 理 損           | 382 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 224 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 0   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 28  |
| 当 期 純 損 失               | 254 |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                |             |           |                |             |             |      |        |
|---------------------------------|---------|-----------|----------------|-------------|-----------|----------------|-------------|-------------|------|--------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |             | 利 益 剰 余 金 |                |             |             | 自己株式 | 株主資本合計 |
|                                 |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金 |             | 利益剰余金<br>合計 |      |        |
|                                 |         |           |                |             |           | 別 途<br>積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |        |
| 平成26年4月1日 残高                    | 2,756   | 2,671     | 55             | 2,727       | 52        | 3,000          | 6,142       | 9,194       | △995 | 13,682 |
| 会計方針の変更<br>による累積的影響額            |         |           |                |             |           |                | 103         | 103         |      | 103    |
| 会計方針の変更<br>を反映した当期<br>首 残 高     | 2,756   | 2,671     | 55             | 2,727       | 52        | 3,000          | 6,245       | 9,297       | △995 | 13,785 |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |                |             |           |                |             |             |      |        |
| 剰余金の配当                          |         |           |                |             |           |                | △91         | △91         |      | △91    |
| 当 期 純 損 失                       |         |           |                |             |           |                | △254        | △254        |      | △254   |
| 自己株式の処分                         |         |           | 45             | 45          |           |                |             |             | 93   | 138    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |           |                |             |           |                |             |             |      |        |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —         | 45             | 45          | —         | —              | △345        | △345        | 93   | △206   |
| 平成27年3月31日 残高                   | 2,756   | 2,671     | 101            | 2,772       | 52        | 3,000          | 5,900       | 8,952       | △902 | 13,579 |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                 |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
|                                 | その他有価証券評価差額金    | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日 残高                    | 20              | 519             | 540        | 14,222    |
| 会計方針の変更<br>による累積的影<br>響 額       |                 |                 |            | 103       |
| 会計方針の変更<br>を反映した当期<br>首 残 高     | 20              | 519             | 540        | 14,326    |
| 事業年度中の変動額                       |                 |                 |            |           |
| 剰余金の配当                          |                 |                 |            | △91       |
| 当 期 純 損 失                       |                 |                 |            | △254      |
| 自己株式の処分                         |                 |                 |            | 138       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 129             | 30              | 159        | 159       |
| 事業年度中の変動額合計                     | 129             | 30              | 159        | △46       |
| 平成27年3月31日 残高                   | 149             | 550             | 700        | 14,279    |



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

###### ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

建物は定額法、建物以外については定率法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

##### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の処理は税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」といいます。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」といいます。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率の決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が114百万円、退職給付引当金が218百万円減少し、繰越利益剰余金が103百万円増加しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日。以下「本実務対応報告」といいます。)を当事業年度より適用しております。なお、当事業年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することとしております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,851百万円
- (2) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は建物72百万円であります。
- (3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

・土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
483百万円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|             |        |
|-------------|--------|
| ・売上高        | 586百万円 |
| ・販売費及び一般管理費 | 14百万円  |
| ・営業取引以外の取引高 | 67百万円  |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,303,549株  | 一株         | 117,200株   | 1,186,349株 |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少117,200株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)による自己株式の処分であります。

(注) 2. 当事業年度末における自己株式の数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式257,500株を含めて記載しております。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|               |         |
|---------------|---------|
| 会社分割に伴う関係会社株式 | 153 百万円 |
| 退職給付引当金       | 169     |
| 繰越欠損金         | 116     |
| その他           | 52      |

繰延税金資産小計 491

評価性引当金 △326

繰延税金資産合計 164

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △70

その他 △14

繰延税金負債合計 △85

繰延税金資産・負債の純額(△負債) 79

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種 類 | 会社等の名称                 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との 関係          | 取 引 の 内 容      | 取引金額<br>(百万円) | 科 目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|------------------------|---------------------|-------------------------|----------------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | サンエツ金属<br>株式会社         | 所有<br>直接 100%       | 経営管理<br>不動産の賃貸<br>役員の兼任 | 経営指導料 (注) 1    | 270           | —   | —             |
|     |                        |                     |                         | 不動産賃貸 (注) 2    | 228           | —   | —             |
|     |                        |                     |                         | 資本剰余金による<br>配当 | 1,100         | —   | —             |
| 子会社 | シーケー金属<br>株式会社         | 所有<br>直接 66.86%     | 経営管理<br>役員の兼任           | 経営指導料 (注) 1    | 63            | —   | —             |
| 子会社 | 大連三越精密<br>部件工業有限<br>公司 | 所有<br>直接 100%       | 経営管理<br>役員の兼任           | 債権放棄 (注) 3     | 55            | —   | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。

(注) 2. 不動産賃貸料については、一般的な取引条件を勘案して決定しております。

(注) 3. 大連三越精密部件工業有限公司の出資持分の全てを譲渡するにあたり、同社に対する貸付金を放棄しております。なお、同社については関連当事者であった期間における内容を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,859円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 33円33銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

株式会社C Kサンエツ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|          |       |   |   |   |   |   |
|----------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 西 | 川 | 正 | 房 | Ⓜ |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |   |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 安 | 田 | 康 | 宏 | Ⓜ |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C Kサンエツの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C Kサンエツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

株式会社ＣＫサンエツ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|          |       |        |
|----------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 西川正房 ㊞ |
| 業務執行社員   |       |        |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 安田康宏 ㊞ |
| 業務執行社員   |       |        |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＣＫサンエツの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当の監査・規格管理部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査・規格管理部等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、主要な子会社の取締役会に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社の本社及び主要な工場・支店に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月13日

株式会社 C K サンエツ 監査役会

|               |       |
|---------------|-------|
| 常 勤 監 査 役 井 波 | 栄三郎 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 渡   | 信 行 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 川 崎 | 駿 一 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 伊 勢 | 正 幸 ㊞ |

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

平成26年度の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたく存じます。

なお、この場合の配当総額は、47,628,906円となります。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当（1株につき6円）と合わせて1株につき12円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日といたしたく存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者の略歴等は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                 | 所 有 す る<br>当 社 の 株 数 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| まっ だい すけ<br>松 井 大 輔<br>(昭和49年11月8日生) | 平成9年4月 株式会社北陸銀行入行<br>平成17年10月 当社入社<br>平成23年6月 当社取締役<br>平成26年6月 日本伸銅株式会社常勤監査役(現任) | 2,800株               |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役伊勢正幸氏および川崎駿一氏が、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の略歴等は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)  | 所 有 す る<br>当 社 の 株 数 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------|
| い せ まさ ゆき<br>伊 勢 正 幸<br>(昭和31年1月29日生) | 平成9年4月 シーケー金属株式会社取締役<br>平成23年6月 当社監査役(現任) | 98,000株              |

(注) 1. 伊勢正幸氏は、社外監査役候補者であります。

2. 伊勢正幸氏を社外監査役候補者とした理由は、長年の経営経験を有しているためです。

3. 当社は伊勢正幸氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成27年5月14日に開催された当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として更新することを決定いたしました。

つきましては、本プランの更新につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

##### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者も株主の皆様の意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適當であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

（１）本プランの目的および必要性

本プランは、大規模な買付行為や買付提案について、①実行前に大規模な買付を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社が当該大規模な買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示および必要に応じて大規模な買付を行う者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要なかつ十分な情報および時間を提供し、株主の皆様が当該大規模な買付等に応ずるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるではありません。また、支配権の移転を伴うような買収行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様や取締役会が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを更新することといたしました。

本プランの概要（フロー）につきましては、別紙１をご参照ください。

## (2) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、(i)特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)または(iii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注4)(以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：共同して当社株券等を取得し、もしくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

### （3）独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注5）のいずれかに該当する者の中から選任します。本更新時における独立委員会の委員は、社外取締役の榊田和彦氏、社外有識者としての本村健氏、同じく蔵島大造氏の3名が就任する予定です。（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注5：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

#### (4) 大規模買付ルール概要

##### ①大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じ、その内容についても公表します。

##### ②大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記(4)①(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断および取締役会の意見形成のために大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付します。そして、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況

（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）

- （c）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- （d）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- （e）大規模買付行為の買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- （f）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- （g）大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等ならびにそれら計画等の裏付けとなる根拠
- （h）大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容
- （i）当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- （j）反社会的勢力（反市場勢力を含みます。以下同じとします。）該当性および反社会的勢力との関係に関する情報
- （k）その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として



十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を設けたうえで、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

### ③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必

要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

#### (5) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

##### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

##### ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の（a）から（h）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記①に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- （a）真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- (b) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆様はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### ③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下にてとりうる合理的施策(注6)等その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動もしくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行う場合、または独立委員会から対抗措置の発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主総会にこれを諮るべきと判断した場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

注6：具体的には、株主総会において大規模買付者に対し大規模買付行為の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

#### ④大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記（４）①に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### ⑤対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

### （６）本プランが株主の皆様にご与える影響等

#### ①大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、その

ことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なお判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記（５）に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## ②対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記（５）に記載した対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたいが、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

### ③対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

### (7) 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

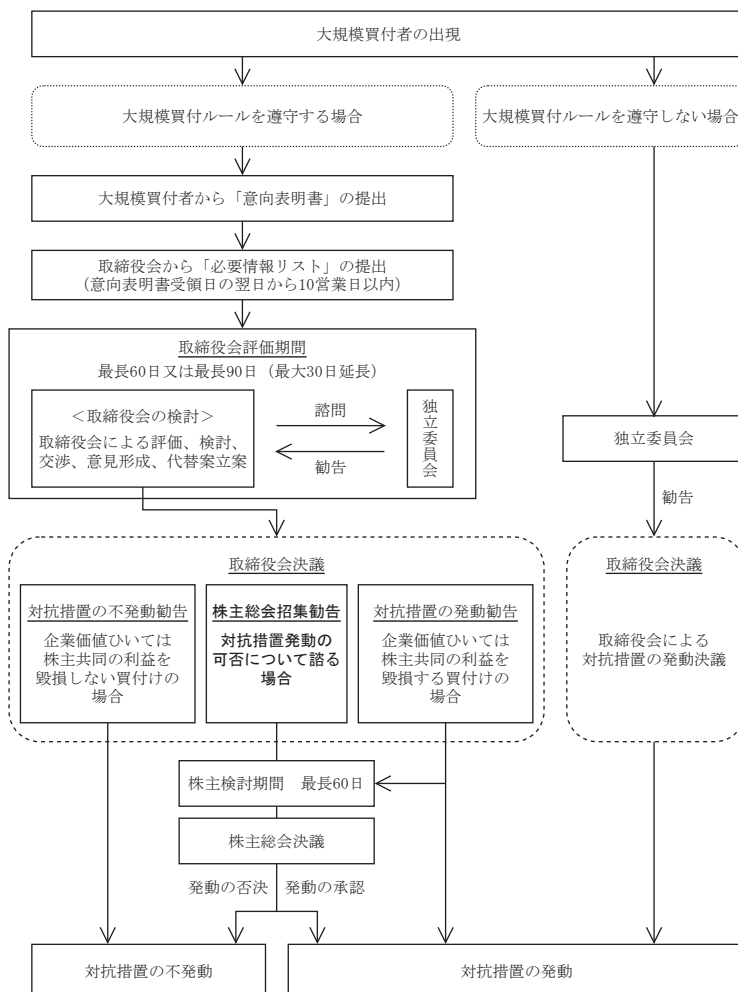
本プランは、本総会での株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成30年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、本総会において更新が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社の上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以 上

## 本プランの概要 大規模買付開始時のフロー



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。



## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期限までとする。ただし、社外取締役および社外監査役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本プランの有効期限より以前に到来する場合は、社外役員の任期と同じとする。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
  - ①大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款が認める対抗措置の発動または不発動
  - ②対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
  - ③大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止等
  - ④前三号に準じる重要な事項
  - ⑤その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。
  - ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
  - ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
  - ③必要情報の提供完了の決定
  - ④大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

- ⑤大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に  
あるか否かの決定
  - ⑥本プランの修正または変更の承認
  - ⑦その他取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家  
（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントそ  
の他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
  - ・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員の過半数をもってこれを行  
う。

以 上

### 独立委員会の委員略歴

本プラン本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

梶田和彦（ますだかずひこ）当社社外取締役

略歴 昭和17年 4月生  
平成8年 6月 住友軽金属工業株式会社取締役就任  
平成16年 6月 同社代表取締役社長就任  
平成21年 6月 同社代表取締役会長就任  
平成21年 6月 当社社外取締役就任（現任）  
平成22年 6月 積水樹脂株式会社社外取締役就任（現任）  
平成25年 6月 住友軽金属工業株式会社相談役就任  
平成25年 10月 株式会社UACJ相談役就任（現任）  
平成26年 6月 TOTO株式会社社外取締役就任（現任）  
現在に至る

※梶田和彦氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

本村 健（もとむらたけし）弁護士

略歴 昭和45年 8月生  
平成9年 4月 弁護士登録・岩田合同法律事務所入所（現任）  
平成15年 6月 University of Washington School of Law (LL.M.)  
平成15年 10月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所  
(Steptoe & Johnson LLP) ワシントン・オフィス勤務  
平成19年 6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事（現任）  
平成19年 9月 慶応義塾大学法科大学院（ロースクール）・非常勤講師  
平成27年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官（現任）  
現在に至る

※本村健氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

蔵島大造（ぞうしまだいぞう）公認会計士

略 歴 昭和27 年 8 月生

平成 9 年 4 月 公認会計士登録・蔵島公認会計士事務所開設

平成 9 年 5 月 税理士開業登録

現在に至る

※蔵島大造氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役梶田和彦氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に  
対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を  
除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当  
てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当  
たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併  
合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通  
株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を  
減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当  
てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上  
で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得  
することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当  
社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の  
承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ  
当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定め  
る。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

メ モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school writing paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

会場：富山県高岡市守護町二丁目12番1号

株式会社ＣＫサンエツ 本社事務所棟 ３階 大会議室

（事務所棟は、シーケー金属株式会社と兼用しています。）



交通：能越自動車道高岡北インターより車で10分。

高岡駅より車で15分。

なお、事務所棟は、当社の事業子会社であるシーケー金属株式会社と兼用しております。

また、駐車場は完備しております。